

発議第9号

株式会社雲海に関する調査特別委員会調査報告に基づく決議（案）

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び美作市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年12月4日 提出

美作市議会議長 山本 雅彦 殿

提出者

株式会社雲海に関する調査特別委員会委員長

山本 雅彦

賛成者

株式会社雲海に関する調査特別委員会副委員長

山本 博則

賛成者

株式会社雲海に関する調査特別委員会委員

重井 直樹

賛成者

株式会社雲海に関する調査特別委員会委員

則本 陽介

賛成者

株式会社雲海に関する調査特別委員会委員

本城 宏道

賛成者

株式会社雲海に関する調査特別委員会委員

方政紹三

提案理由

美作市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

株式会社雲海に関する調査特別委員会調査報告に基づく決議（案）

美作市議会は株式会社雲海が破綻に至った経過と問題点を明らかにするため、平成26年3月定例議会において株式会社雲海に関する調査特別委員会を設置し、調査を進めてきた。調査内容については株式会社雲海に関する調査特別委員会調査報告書（別冊）のとおりであるが、その責任のあるところに損害の回復を請求が出来るか検討されなくてはいけない。市民は等しくその損害が回復され、補てんされることを望んでいる。

市は下記の事項について誠意を持って対応されるよう要望する。

記

- 1 雲海再建政策を立案、指導した元市長には根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求めること。
- 2 市の本件関係職員についてもコンプライアンスの意識を欠いているため、適切な処分を求める。
- 3 株式会社雲海取締役に対し、市の被った損害について、取締役としてその回復に応じるよう求めること。
- 4 経営アドバイザー（予定者）に対しては、「██████████名」入りの食器等を買い取ると同時に市の損害回復に応じるよう求めること。

以上、株式会社雲海問題に対する決議とする。

平成26年 月 日

美作市議会